

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年11月1日
【会社名】	パナソニック株式会社
【英訳名】	Panasonic Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 津賀 一 宏
【本店の所在の場所】	大阪府門真市大字門真1006番地
【電話番号】	大阪(06)6908-1121
【事務連絡者氏名】	経理・財務部 部長 井垣 誠 一 郎
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目5番1号(パナソニック東京汐留ビル) パナソニック株式会社 渉外本部
【電話番号】	東京(03)3437-1121
【事務連絡者氏名】	企画業務部 部長 松下 和 宏
【縦覧に供する場所】	パナソニック株式会社 渉外本部 (東京都港区東新橋一丁目5番1号(パナソニック東京汐留ビル)) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1【提出理由】

当社の連結子会社であるパナソニック プラズマディスプレイ株式会社（以下、「PPD」）が、特別清算開始の申立てを行ったため、当社のPPDに対する債権に取立不能のおそれが生じたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号及び第17号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1)取立不能の発生

当該債務者等の名称、住所、代表者の氏名及び資本金

名称： パナソニック プラズマディスプレイ株式会社  
住所： 大阪府茨木市松下町1番1号  
代表者の氏名： 取締役社長 渡辺 利幸  
資本金： 1千万円

当該債務者等に生じた事実及びその事実が生じた年月日

当該債務者に生じた事実： 大阪地方裁判所への特別清算開始の申立て

当該事実が生じた年月日： 平成28年11月1日

当該債務者等に対する債権の種類及び金額

貸付金 5,000億円（平成28年10月31日現在）

当該事実が当社の事業に及ぼす影響

当社は、個別決算において、平成28年3月期末現在、PPDの株式に対する関係会社株式評価損残高525億円を計上するとともに、PPDに対する将来の損失見積り額について、関係会社事業損失引当金4,943億円を計上しております。特別清算開始の申立てに伴い、取立不能となることが見込まれる追加の損失57億円につきましては、平成29年3月期において計上する予定です。

なお、本件に伴い、連結決算上の当社繰延税金資産の回収可能性を検討した結果、平成28年9月末の連結財務諸表において、繰延税金資産を182億円追加計上（法人税等の減少）いたしました。

### (2)連結子会社の特別清算開始の申立て

当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

名称： パナソニック プラズマディスプレイ株式会社  
住所： 大阪府茨木市松下町1番1号  
代表者の氏名： 取締役社長 渡辺 利幸

当該特別清算開始の申立てを行った年月日

平成28年11月1日

当該特別清算開始の申立てに至った経緯

当社は、PPDの前身である松下プラズマディスプレイ製造株式会社（平成20年10月にPPDに社名変更）を平成12年7月に設立いたしました。

しかしながら、液晶との競争激化や市場価格の大幅下落等により、プラズマディスプレイパネル事業の継続は困難と判断し、平成26年3月末でPPDの事業活動を停止いたしました。

その後、PPDが所有する資産（大阪府茨木市及び兵庫県尼崎市の工場、生産設備等）の処分を進めてまいりましたが、この度、処分が完了したことから、PPDの解散及び特別清算開始の申立てを行うとともに、当社のPPDに対する債権を放棄することいたしました。

当該特別清算開始の申立ての内容

管轄裁判所 大阪地方裁判所

事件番号 平成28年(ヒ)第3023号

申立代理人 大阪府大阪市中央区北浜二丁目3番9号 入商八木ビル2階

堂島法律事務所

弁護士 柴野 高之

同 柳 勝久

負債総額 5,000億円(平成28年10月31日現在)

以 上